

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定  
(河北交通圏)に係る審議(第2回)

1. 日 時

平成30年7月31日(火) 11時10分～11時20分

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委員>

原田尚志(会長)、牧満(会長代理)

根本敏則、山田攝子、和田貴志

<国土交通省>

自動車局:金指旅客課長ほか

事案処理職員:運輸審議会審議室 北村

4. 議事概要

- 自動車局より、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定(河北交通圏)について、事前の質問事項(①全国の特定地域で、個人タクシーが営業されていない地域数、②乗合タクシーに対する補助金制度如何、③河北交通圏の運転手数の推移等)について、
  - ①平成27年に指定を受けた19地域及び平成28年に指定を受けた8地域全てにおいて個人タクシーが営業されている。
  - ②「地域公共交通確保維持改善事業」により、支援を実施している。対象は、一般乗合旅客自動車運送事業者等であり、経常費用から経常収益を控除した額に対し1/2を補助するもの。なお、河北交通圏の大東市東部乗合タクシーについては、補助要件に合致しないため、国の補助は受けておらず、経費と運賃収入の差分を市が補填している。
  - ③平成13年度の744人から、規制緩和後、平成14年度の1011人に増加した。その後、平成21年度の1339人まで概ね増加傾向にあった。その後、減少傾向が続き、平成28年度は、1093人である。

等の回答を得た。

- (注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。